

総社市農産物加工センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

総社市農産物加工センター条例の一部を改正する条例

総社市農産物加工センター条例（平成17年総社市条例第178号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料) 第6条 加工センターの使用料は、1日1回につき<u>3,000円</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。</p>	<p>(使用料) 第6条 加工センターの使用料は、1日1回につき<u>1,000円</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。